

三重県消費者施策基本指針(令和2年3月改定)に掲げる主要施策の令和2年度実施概要

第1項 自主的かつ合理的な消費活動への支援(消費者教育推進計画)

1 消費者の特性・場の特性に応じた体系的な消費者教育の推進

主要な施策(改定指針)	基本指針(R2-R6)記載の取組事項	令和2年度実施概要	所管部課
①成年年齢引下げを見据えた学校教育等における消費者教育の推進	<p>ア 幼児期における消費者教育の推進                      幼児期はさまざまな気づきの体験を通じて、家族や身の回りの物事に関心を持ち、それを取り入れる時期です。                      生活や遊びをとおして生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であり、各種イベント等の実施により、遊びをとおして物やお金を大切にすること、約束やきまりを守り、欲しい物があっても時には我慢することを学ぶことができる機会を提供していきます。</p>	<p>○体験を通して子どもたちがお金に関わる必要な知識を習得し、お金に対し主体的な行動ができるよう、関係機関・団体と連携し事業を実施します。</p>	<p>環境生活部                      (くらし・交通安全課)                      ほか</p>
	<p>イ 小学校期における消費者教育の推進                      小学校期は主体的な行動、社会や環境への興味をとおして、消費者としての素地の形成が望まれる時期です。                      小学校期における消費者教育は、新たな学習指導要領に沿って、社会科や家庭科等において、買い物や工夫、売買契約の基礎の理解や、消費者の役割についての態度を育成することが求められています。                      三重県では、市町教育委員会の指導主事を対象とした会議等で説明を行い、趣旨及び内容の周知徹底を図ることで、各学校で学習指導要領に基づく適切な教育が行われるよう取り組みます。</p>	<p>○市町等教育委員会の指導主事を対象とした会議等で説明を行い、趣旨及び内容の周知徹底を図り、各学校で学習指導要領に基づく適切な教育が行われるよう取り組みます。</p>	<p>教育委員会事務局                      (小中学校教育課)</p>
	<p>ウ 中学校期における消費者教育の推進                      中学校期は行動の範囲が広がり、権利と責任を理解し、トラブル解決方法の理解が望まれる時期です。                      中学校期における消費者教育は、新たな学習指導要領に沿って、社会科や技術・家庭科の家庭分野等において、個人や企業の経済活動における役割と責任の理解や、自立した消費者として責任ある消費行動についての態度を育成することが求められています。                      三重県では、市町教育委員会の指導主事を対象とした会議等で説明を行い、趣旨及び内容の周知徹底を図ることで、各学校で学習指導要領に基づく適切な教育が行われるよう取り組みます。</p>	<p>○市町等教育委員会の指導主事を対象とした会議等で説明を行い、趣旨及び内容の周知徹底を図り、各学校で学習指導要領に基づく適切な教育が行われるよう取り組みます。</p>	<p>教育委員会事務局                      (小中学校教育課)</p>
	<p>エ 高等学校期における消費者教育の推進                      高等学校期は生涯を見通した生活の管理や計画の重要性、社会的責任を理解し、主体的な判断が望まれる時期です。                      高等学校期における消費者教育は、新たな学習指導要領に沿って、家庭科や公民科等において、契約の重要性及び消費者保護の仕組みの理解を深めることや、倫理的消費(エシカル消費)等の消費行動を実践できる態度を育成することが求められています。                      三重県では、外部の専門家等の協力を得ながら、「消費者教育」、「法教育」等各種の実務教育を実施し、消費者として主体的に判断し行動することができる力を養います。</p>	<p>○令和2年度以降の入学生について、在学中の令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられることから、家庭科の授業において、消費生活に関わる内容を1、2学年のうちに履修することになりました。                      ○公民科や商業科とも連携し、生徒が消費者の権利と責任について理解し、契約の重要性及び消費者保護の仕組みの理解を深めることができるようにします。                      ○外部の専門家等の協力を得ながら、「消費者教育」「法教育」等各種の実務教育を実施し、消費者として主体的に判断し、倫理的消費(エシカル消費)等の消費行動を実践できる力を養います。</p>	<p>教育委員会事務局                      (高校教育課)</p>

第1項 自主的かつ合理的な消費活動への支援(消費者教育推進計画)

1 消費者の特性・場の特性に応じた体系的な消費者教育の推進

主要な施策(改定指針)	基本指針(R2-R6)記載の取組事項	令和2年度実施概要	所管部課
①成年年齢引下げを見据えた学校教育等における消費者教育の推進	<p>オ 特別支援学校における消費者教育の推進 特別支援学校では、消費者トラブルに遭わないために金銭管理等の基本的な知識が得られるよう、学校の実情や児童生徒の発達段階に応じた消費者教育を推進します。 また、高等部の生徒においては、社会に参画する準備段階として、金銭管理の学習を中心とした消費者教育に取り組みます。</p> <p>カ 大学・専門学校等における消費者教育の推進 大学生等の若年者は生活において自立を進め、消費生活のスタイルや価値観を確立し自らの行動を始める時期です。 大学や専門学校等での消費者教育を推進するため、各学校等と積極的に連携・協働し、消費者教育に関する検討を行うとともに、啓発や情報提供を行うことで、大学生等の消費者被害の未然防止・拡大防止に取り組みます。</p>	<p>○県立特別支援学校では、消費者トラブルに遭わないために金銭管理等の基本的な知識が得られるよう、学校の実情や児童生徒の発達段階に応じた消費者教育に取り組みます。 ○特に高等部においては、令和4年4月から成年年齢が引き下げになることから、社会に参画する準備段階として、金銭管理の学習を中心とした消費者教育に取り組みます。</p> <p>○大学等において青少年消費生活講座を実施する他、大学祭へブースを出展し啓発活動を行います。 ○消費生活協同組合が大学内で運営する学生食堂等において、若年者向けの啓発活動を行います。</p>	<p>教育委員会事務局 (特別支援教育課)</p> <p>環境生活部 (くらし・交通安全課)</p>
②地域社会における消費者教育の推進	<p>ア 高齢者や障がい者等に対する消費者教育の推進 人に会う機会や情報を得る機会が少ない高齢者や障がい者等の消費者被害を防止するため、各地域において消費生活に関する出前講座を実施します。 また、地域におけるきめ細かな啓発活動を実施するため、日常的に地域での啓発を担う「消費者啓発地域リーダー」の養成を行うとともに、市町における「消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)」の設置を促進し、地域における見守り力の向上を図ります。</p>	<p>○地域の自治会や老人会、公民館などで出前講座を実施し、高齢者の消費者トラブル防止に取り組みます。 ○特別支援学校高等部や障がい者就労施設への講座やイベントなどを通じ、障害者等の消費生活上特に配慮を要する消費者のトラブル防止に取り組みます。 ○消費者啓発地域リーダー養成講座を県内5会場で開催し、地域リーダー登録者の増加に努めます。 ○市町消費者行政担当課を訪問し、消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の設置等に向け要請を行います。</p>	<p>環境生活部 (くらし・交通安全課)</p>
	<p>イ 外国人に対する消費者教育の推進 外国人住民は、自国との商習慣の違いや、日本語の理解が必ずしも十分ではなく情報の入手が限定的であることなどから、契約トラブルや消費者被害に遭うケースがみられます。 外国人住民が、日々のくらしの中での消費行動や契約にかかる注意点を理解できるように、多言語に対応した消費者被害防止のための研修会等を実施します。</p>	<p>○県内の人口に占める外国人住民の割合は全国的にも高く、また、中長期にわたって在留する方が多いため、さまざまな生活場面で新たな課題が出始めています。そのひとつに契約トラブルや消費者被害の問題があります。原因としては、外国人住民の自国との商習慣の違いのほか、外国人住民は日本語の理解が必ずしも十分ではなく、情報の入手が限定的であることが挙げられます。日々のくらしの中での消費行動や契約にかかる注意点を、消費者側の外国人住民も理解できるよう、多言語に対応した消費者被害防止のための研修会等を引き続き実施します。</p>	<p>環境生活部 (ダイバーシティ社会推進課)</p>

第1項 自主的かつ合理的な消費活動への支援(消費者教育推進計画)

1 消費者の特性・場の特性に応じた体系的な消費者教育の推進

主要な施策(改定指針)	基本指針(R2-R6)記載の取組事項	令和2年度実施概要	所管部課
<p>③家庭における消費者教育の推進</p>	<p>家庭においては、保護者が、子どもがその成長段階に応じて適切な規範やルールを身に付け、他者との関わりを持ちながら社会性を身に付けていけるよう、教えていくことが大切です。特に、消費行動は、子どもの生活の中で社会と直に接する部分であり、金銭や物を大切にするという意識を子どもに身に付けさせることが大切です。また、インターネット等を通じたトラブルが低年齢でも発生していることから、保護者が、子どもに対して、スマートフォンやインターネットの使い方や危険性について積極的に教育を行っていくことが望まれるとともに、保護者自身がインターネット等に関する知識を持つことも大切です。</p> <p>三重県では、家庭の中で消費者教育を実践する重要性から、市町等関係機関と連携した取組を行うとともに、社会教育施設の活用や学校における保護者会・PTA等への啓発、情報提供等を通じた取組を行います。</p>	<p>○小中学校を対象に実施する「小中学校消費生活出前講座」において、実施校を通じて保護者の参加を呼び掛けます。</p> <p>○学校と連携し、保護者会・PTA等の場での消費生活出前講座等を実施します。</p> <p>○SNSにおけるトラブルのあった、又はトラブルを目撃した児童生徒及び保護者、県民がその内容をスクリーンショットで画像を撮り、その画像を投稿することができるアプリを作成します。また、研修を受けた大学生に協力してもらい、SNSの投稿の中から、不適切な書き込みに対して、アプリを利用して報告してもらい、必要に応じて、学校や専門家と連携し適切に対応します。</p> <p>○県内の大学生がインターネットの適正利用に係る研修会を受け、意見交流会を行い、県内の小中学校等で、インターネットトラブルの未然防止やインターネットの有効利用についての授業を行います。</p> <p>○専門業者によるインターネット上での不適切な書き込みの検索、監視等(ネットパトロール)を実施(15日間×3回)するとともに、新型コロナウイルス感染症に係る人権侵害や誹謗中傷等から児童生徒を守るため、インターネット上の書き込みについてのネットパトロールを平日に毎日実施します。</p>	<p>環境生活部 (くらし・交通安全課)</p> <p>教育委員会事務局 (生徒指導課)</p>
<p>④事業者における消費者教育の推進</p>	<p>事業者においては、公正で持続可能な社会の形成に寄与するため、「持続可能な開発目標(SDGs)」の視点を持った経営が求められます。また、消費者の意見をいかした商品・サービスを提供するなど、消費者を重視した事業活動「消費者志向経営」を行うことが、消費者と事業者による健全な市場の実現のため期待されています。</p> <p>さらに、消費者教育推進法第14条では、「事業者は、その従業員に対し、研修を実施し、又は事業者団体等が行う講習会を受講させることなどを通じ、消費生活に関する知識及び理解を深めるよう努める」とされています。そこで、事業者は従業員に対し、若年層については契約に関するルールや、生活設計管理など社会人としての基礎知識を身につけさせ、中高年層に対しては、高齢者が巻き込まれやすい消費者トラブルや退職後の生活設計情報などの従業員教育を実施することが必要です。</p> <p>このように、企業において消費者教育に取り組むことは、企業の社会的責任(CSR)の観点からも有意義であり、三重県では、「消費者志向経営」についての情報提供を行うとともに、各企業のお客様サービス窓口担当者等との情報交換を積極的に行うなど、企業における消費者教育を支援していきます。</p>	<p>○消費者団体、事業者団体等の関係機関で組織する「みえ・くらしのネットワーク」や事業者団体が主催する懇談会等への参加を通じて、消費者志向経営や従業員への消費者教育について、情報提供や意見交換を実施します。</p>	<p>環境生活部 (くらし・交通安全課)</p>



三重県消費者施策基本指針(令和2年3月改定)に掲げる主要施策の令和2年度実施概要

第1項 自主的かつ合理的な消費活動への支援(消費者教育推進計画)

2 消費者教育の担い手の育成と多様な主体との連携

主要な施策(改定指針)	基本指針(R2-R6)記載の取組事項	令和2年度実施概要	所管部課
①消費者教育の担い手の育成	<p>ア 「消費者教育コーディネーター」の配置                      成年年齢の引下げに伴い若年者への消費者被害の拡大や、消費生活 相談に占める高齢者の割合の増加など、今後、若年者や高齢者の被害拡大防止に向けた取組を一層進める必要があります。                      三重県では、「消費者教育コーディネーター」を配置し、消費者教育を全般的に企画・調整するとともに、特に学校現場との連携強化を図ることで、消費者教育を効果的に進めます。</p> <p>イ 教職員の指導力向上                      学校現場において、消費者教育を推進するためには、教職員の指導力向上が必要です。このため、消費者教育に関する研修講座を実施するとともに、インターネットを活用した研修(ネットDE研修)を配信し、研修講座と組み合わせ視聴の推奨を行うなど、教職員の指導力向上に努めます。</p>	<p>○県消費生活センター作成のリーフレット・ホームページの内容を、法改正や、悪質商法の事例など最新の情勢に応じて更新し、啓発に活用します。                      ○青少年消費生活講座について、庁内担当課及び関係機関と連携して、学校における活用促進に努めます。</p> <p>○学校現場において、消費者教育を推進するために、教職員の指導力向上が必要です。このため、消費者教育に関する研修5講座(人権教育研修、外国人児童生徒研修、特別支援教育研修、情報教育研修、生徒指導研修)の実施および、教員のICT活用指導力向上を図る研修の実施、インターネットを活用した研修(ネットDE研修)の配信等、教職員の指導力向上に努めます。</p>	<p>環境生活部 (くらし・交通安全課)</p> <p>教育委員会事務局 (研修推進課)</p>
②多様な主体との連携による消費者教育の推進	<p>三重県では、消費者が主役となる消費者市民社会の実現のため、市町や県民、消費者団体、事業者団体、NPO、学校等の教育関係者、福祉関係者など、さまざまな主体と連携、協働することにより、効果的に消費者教育を推進します。また、県内全域における消費者教育の水準を向上させるため、市町の取組を支援します。                      さらに、事業者等への指導・啓発活動を通じて、適正な経済活動につなげるとともに、事業者のお客様相談窓口等と情報交換を図るなど、事業者と消費者がより近い関係を構築できる取組を検討することで、消費者市民社会の推進を図ります。</p>	<p>○「みえ・くらしのネットワーク」を活用して、情報交換を行います。また、「みえ・くらしのネットワーク」会員の消費者団体が、消費生活相談員を対象とした勉強会に参加できるようにし、知識の向上を図ります。                      ○事業者の主体的な取組として事業者訪問を受け、特定商取引法に基づく指導等を行う他、景品表示法に関する事前相談や事業者団体が実施する研修会等において啓発を実施します。</p>	<p>環境生活部 (くらし・交通安全課)</p>



三重県消費者施策基本指針(令和2年3月改定)に掲げる主要施策の令和2年度実施概要

第1項 自主的かつ合理的な消費活動への支援(消費者教育推進計画)

3 消費生活に関する情報提供と啓発

主要な施策(改定指針)	基本指針(R2-R6)記載の取組事項	令和2年度実施概要	所管部課
①情報提供や学習の場の提供により消費者が合理的な選択ができる環境の整備	三重県消費生活センターでは、消費者が商品やサービスの内容を十分理解したうえで商品選択を行えるように、消費者庁と連携し、商品やサービスに関する安全情報の提供を充実します。また、ホームページでの情報提供や出前講座・青少年講座など、消費者が利用しやすい手段や方法で情報提供するとともに、消費者からの相談等にも迅速に対応します。	○消費者月間における講演会の開催や、各種講座を実施し、消費者一人ひとりが消費者市民社会の一員として行動できるよう様々な取組を実施します。 ○県内大型ショッピングセンターや各種団体等が行うイベントに出展し、あらゆる年代に対し情報提供を行います。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
②効果的な啓発活動の推進と若年者の知識と意識の向上	ア 効果的な啓発活動の推進 消費者が自主的判断に基づいた消費生活を営むことができるように、各種情報媒体やホームページ、出前講座、講演会などを通じて消費者トラブルの事例、対応策を迅速に情報提供し、消費者に注意喚起を行うとともに、消費者ホットライン(188)等の周知を図ります。また、消費者団体、事業者団体、行政等が参画する「みえ・くらしのネットワーク」における連携を強化し、各団体間の情報共有や各地域で開催されるイベントへの出展など、消費者トラブル防止に向けた啓発活動を推進します。 さらに、三重県消費生活センターの展示ホールにおける展示や書籍、DVD、パンフレット等を充実させ、消費者が啓発活動を行う際に活用できるようにします。	○啓発するターゲットに合わせた効果的な啓発方法を検討し、多様な手法・内容で啓発活動を実施します。 ○消費者が啓発活動を行う際に活用できるように、県消費生活センターの展示ホールにおける展示や書籍、DVD、パンフレット等を充実します。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
	イ 若年者の知識と意識の向上 民法の成年年齢引下げを見据え、若年者が消費者トラブルに遭うことなく、自立した消費者として行動するための知識と意識の向上を図るため、講座やイベント、冊子、各種メディア等の多様な手法・情報媒体を活用した取組を行います。また、取組の実施にあたっては、若年者が主体的に参画できるよう工夫するとともに、市町や学校等と連携し、効果的な実施に努めます。	○高校生や大学生等には、自主的に判断し消費行動が行えるよう青少年消費生活講座を通じて啓発を行います。 ○小学生や中学生には、単なる講義形式ではなく、興味をもって消費者としての知識が得られる事業を実施します。 ○令和4年4月から成年年齢が引き下げられることから、高校生や大学生等の若年者を対象として、同年代の若者がピアサポーターとして参画し啓発を担うなど、若年者の消費生活に関する知識と意識の向上に向けた取組を実施します。	環境生活部 (くらし・交通安全課)





三重県消費者施策基本指針(令和2年3月改定)に掲げる主要施策の令和2年度実施概要

第1項 自主的かつ合理的な消費活動への支援(消費者教育推進計画)

4 公正で持続可能な社会の形成に向けた取組

主要な施策(改定指針)	基本指針(R2-R6)記載の取組事項	令和2年度実施概要	所管部課
①環境に配慮した消費活動の促進	<p>ア 環境に配慮した消費活動への取組 グリーン購入の取組や、企業・学校・行政の連携による、子どもたちが家庭内において取り組む環境マネジメントプログラムの実施、脱炭素社会の実現・気候変動・プラスチックごみ問題・食品ロスなど環境的課題をテーマに取り入れた県民向け環境講座等を通じて、倫理的消費(エシカル消費)の啓発を行います。 また、自動車やバイクによる通勤から、公共交通機関や自転車等による通勤への転換を促すため、企業との連携によるエコ通勤の取組や、毎週水曜日に実施する「みえエコ通勤デー」の普及を進めるとともに、マイバッグ・マイボトル運動の実施など、ワンウェイプラスチックをできる限り利用しないよう啓発を行います。</p>	<p>○東海三県一市の広域連携によるグリーン購入キャンペーンにより、人や社会・環境に配慮した消費行動(エシカル消費)を啓発します。 ○企業、学校、行政の連携により、子どもたちが家庭内において取り組む環境マネジメントプログラムを実施します。 ○現在の環境的課題である、気候変動、食品ロスなどのテーマを取り入れた県民向け環境講座等を開催し、環境に配慮した行動を啓発します。 ○自動車やバイクによる通勤から、二酸化炭素排出量の少ない公共交通機関や自転車等による通勤への転換を促すため、企業との連携によるエコ通勤の取組を進めます。 ○毎週水曜日に実施する「みえエコ通勤デー」の普及を進めます。</p> <p>○三重県庁プラスチックスマートアクションとして、三重県庁自ら、マイバッグ・マイボトル運動を実施するとともに、ワンウェイプラスチックの使用削減の取組など「資源のスマートな利用」を推進します。</p> <p>○環境部局と連携し、環境に配慮した消費活動の啓発に取り組みます。 特に、若年者を対象とした青少年消費生活講座やイベントにおいて、消費者市民社会の一員としての取るべき消費行動の一つとして啓発を行います。</p>	<p>所管部課 環境生活部 (地球温暖化対策課)</p> <p>環境生活部 (廃棄物・リサイクル課)</p> <p>環境生活部 (くらし・交通安全課)</p>
	<p>イ 環境教育との連携 三重県では、県内すべての幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校で、特に「学校環境デー(6月5日)」を中心として、地域の実情に応じた、工夫した取組を行います。また、「ESD(持続可能な開発のための教育)推進の手引き」(改訂版)や、新学習指導要領においても触れられている「持続可能な社会の創り手」の育成について、周知に取り組みます。 小中学校では異学年や幼稚園・小中学校等の間の連携や保護者・地域社会等との連携など、創意工夫ある活動を行うことをとおして、環境教育に取り組む意欲を一層高め、主体的によりよい環境を作り、環境に配慮した望ましい行動をとることができる子どもたちの育成を図ります。 県立高等学校では、「県立学校環境マネジメント」に基づき環境教育・環境保全活動に取り組めます。また、子どもたちが自ら考え、主体的に環境保全活動に参画していくために、市町、地元企業等と連携して、実践的で探究的な環境学習を推進します。 特別支援学校では、具体的な活動をとおして学習することが効果的なことから、体験活動などさまざまな学習場面において環境教育を推進します。</p>	<p>○小中学校では、異学年や幼稚園・小中学校等の間の連携や保護者・地域社会等との連携など、創意工夫ある活動を行うことをとおして、環境教育に取り組む意欲を一層高め、主体的によりよい環境を作り、環境に配慮した望ましい行動をとることができる子どもたちの育成を図ります。</p> <p>○「学校環境デー」の取組 県立学校で、例えば、生徒会が中心となって節電・節水を呼びかけたり、学校内外でも電気や水を大切にすることを実践する意識を向上させる活動に取り組めます。また、「学校環境デー」(臨時休業により実施未定)を中心とした時期に、創意工夫ある活動を行うことをとおして環境学習に取り組む意欲を一層高め、主体的によりよい環境を作り、環境に配慮した望ましい行動をとることができる子どもたちの育成を図ります。 ○県立学校における環境マネジメントの取組 県立四日市農芸高等学校ではISO14001認証の維持継続を図っており、先進的な環境教育および環境保全活動を実施します。また、他のすべての県立学校では独自の「県立学校環境マネジメント」を作成し、平成17(2005)年4月から、環境教育および環境保全活動の充実を図ります。</p> <p>○県立特別支援学校では、「学校環境デー(6月5日)」をはじめ、学校生活の様々な場面で具体的な体験を通して学習していきます。特に環境に配慮した暮らしについて、節水・節電、ゴミの分別、学校内外での清掃活動、空き缶や牛乳パックのリサイクル活動、レジ袋の削減の学習に取り組む、環境教育を推進します。</p>	<p>教育委員会事務局 (小中学校教育課)</p> <p>教育委員会事務局 (高校教育課)</p> <p>教育委員会事務局 (特別支援教育課)</p>

三重県消費者施策基本指針(令和2年3月改定)に掲げる主要施策の令和2年度実施概要

第1項 自主的かつ合理的な消費活動への支援(消費者教育推進計画)

4 公正で持続可能な社会の形成に向けた取組

主要な施策(改定指針)	基本指針(R2-R6)記載の取組事項	令和2年度実施概要	所管部課
<p>②食育と食品ロス削減に向けた取組</p>	<p>ア 食育との連携 食育は、「食育基本法」に基づいて推進されていますが、食育の取組の中で、食への感謝の念や地産地消の推進、食品廃棄・ロスの削減といった取組は、持続可能な社会の形成をめざす消費者教育の課題でもあります。 三重県では、関係機関が連携し、食育と消費者教育との連携に努めます。 地産地消については、身近にある地域の農林水産物やそれらに由来するサービスを消費・享受することで、自らの生活や地域のあり方を消費者に見つめ直してもらうことが重要です。そのために、食品関連事業者等と連携した「みえ地物一番の日」キャンペーンにより、県産農林水産物の取扱を定期的にクローズアップし、食材の魅力を伝え、日常の食生活等における活用を推進するとともに、農林漁業体験活動等により、食への理解と感謝の念を醸成することで、食品廃棄・ロス削減につなげていきます。 さらに、学校での食の教育を進めるため、学校給食への地場産物の活用割合を高める「みえ地物一番給食の日」を通じ、子どもたちの農林水産業に対する理解を深めるとともに、学校給食に活用しやすい地場産物を使用した商品開発を実施していきます。 また、学校教育活動全体で計画的・継続的に取り組む食育の充実を図るため、引き続き、各学校における食育推進組織の設置・充実を働きかけます。</p>	<p>○県内における食育を推進するために、県内で農林漁業体験機会の提供、地域食文化の継承などに取り組む関係者からなる「三重県食育推進協議会」、および市町を対象とした「三重県地域食育推進連絡会議」を開催し、活動情報の共有、食育推進方法の検討を行うとともに、庁内関係部局からなる「三重県食育推進連絡会議」を開催します。 ○また、県産農林水産物についての正しい情報や持続的な栽培方法で生産された農産物を自ら選び取るための知識を得てもらうために、食品関連事業者等と連携した「みえ地物一番の日」キャンペーンを継続的に実施するとともに、「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」の周知を行います。 さらに、学校給食を食に関する指導の「生きた教材」として活用するため、地域食材を利用した給食用加工品の検討・開発や栄養教諭が利用できる普及啓発資料の作成に取り組めます。</p> <p>○本年度も、学校での食の教育を進めるため、学校給食への地場産物の活用割合を高める「みえ地物一番給食の日」を通じ、子どもたちの農林水産業に対する理解を深めるとともに、学校給食に活用しやすい地場産物を使用した商品開発を実施します。 ○また、学校教育活動全体で計画的・継続的に取り組む食育の充実を図るため、引き続き、各学校における食育推進組織の有効活用について働きかけます。 ○その他、前年度の県内学校における食品ロス削減を含めた食育の取組の好事例を三重県ホームページに掲載して紹介します。</p>	<p>農林水産部 (フードイノベーション課)</p> <p>教育委員会事務局 (保健体育課)</p>
	<p>イ 食品ロス削減に向けた取組 食品ロスを削減していくため、県、市町、事業者、消費者等の多様な主体がこの課題に取り組む、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図ります。このため、食品ロス削減月間などの全国的な取組をはじめ、さまざまな機会を捉え、効果的な啓発活動を実施します。 また、まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用していくため、食品提供企業とフードバンク団体等をつなぎ、ネットワーク化を促進する取組等を行います。</p>	<p>○全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会による全国的な取組に協力し、食べきり宴会推進等の普及啓発等について、市町や飲食店等と連携して取り組みます。 ○関係団体、NPO、企業等と連携し、生活困窮者等ヘタイムリーに未利用食品を提供するため、ICTを活用したシステムを構築するなど、未利用食品の活用の仕組みづくりを進めます。 ○食品ロス削減推進法に基づく県の計画について、本年度策定予定の廃棄物処理計画の中に食品ロス削減の取組内容を位置付け、策定していきます。 ○消費生活出前講座やさまざまなイベント等の実施の際に、人や社会、環境に配慮した倫理的消費(エンカル消費)についての啓発を行い、食品ロス削減の取組についても情報提供を行います。</p> <p>○食料生産等に対する子供たちの関心や理解を深めることを目的に開催する教育ファーム等において、食品ロス削減を啓発するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により、大量の在庫を抱えた県産食材が食品ロスにならないよう消費喚起を行います。</p>	<p>環境生活部 (廃棄物・リサイクル課)</p> <p>環境生活部 (くらし・交通安全課)</p> <p>農林水産部 (フードイノベーション課)</p>

三重県消費者施策基本指針(令和2年3月改定)に掲げる主要施策の令和2年度実施概要

第1項 自主的かつ合理的な消費活動への支援(消費者教育推進計画)

4 公正で持続可能な社会の形成に向けた取組

主要な施策(改定指針)	基本指針(R2-R6)記載の取組事項	令和2年度実施概要	所管部課
③人や社会に配慮した消費活動の促進	<p>ア 人や社会に配慮した消費活動の普及啓発                      フェアトレード製品や福祉作業所などの製品などを選ぶことは、開発途上国の生産者や労働者、障がいのある人の支援と自立への後押しにつながります。                      消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うことは、消費者市民社会の形成にとって重要であり、三重県においても関係機関・団体と連携し人や社会に配慮した消費活動の普及啓発を推進します。                      また、学校教育においては、消費者市民社会を実現し、持続可能な社会を構築できるよう、環境教育等と関連付けたSDGsの視点を重視した学習や、フェアトレードの取組等から公平・公正を考える学習等をととして、倫理的消費(エシカル消費)等の消費行動を実践できる態度を育成していきます。</p>	<p>○倫理的消費(エシカル消費)の普及啓発に取り組みます。特に、若年者を対象とした青少年消費生活講座やイベントにおいて、消費者市民社会の一員としての取るべき消費行動の一つとして啓発を行っていきます。</p> <p>○令和2年度以降の入学生について、在学中の令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられることから、家庭科の授業において、消費生活に関わる内容を1、2学年のうちに履修することになりました。公民科や商業科とも連携し、生徒が消費生活の現状と課題について理解し、持続可能な消費について考察し、持続可能な社会へ参画することの意義について理解を深めることができるようにします。外部の専門家等の協力を得ながら、「消費者教育」「法教育」等各種の実務教育を実施し、生徒が責任ある消費について理解し、倫理的消費(エシカル消費)等の消費行動を実践できる力を養います。</p>	<p>環境生活部 (くらし・交通安全課)</p> <p>教育委員会事務局 (高校教育課)</p>
	<p>イ 国際理解教育との連携                      国際理解教育は、海外の文化や外国の人々との接点を理解させ、環境や資源など地球規模の社会問題を考えさせることをねらいとしており、国内外の社会情勢および地球環境に与える影響を自覚することは、消費者教育を行ううえで重要です。                      三重県では、外国語指導助手(ALT)をはじめとした外国の人たちとのコミュニケーションの機会の提供等、学校教育における効果的な国際理解教育の推進に努めながら、消費者教育との連携を図ります。                      また、ユニセフ、ユネスコ、NGO、NPO等のさまざまな機関と連携し、子どもたちが多様な生き方、価値観、文化等に触れる機会を創出します。</p>	<p>○持続可能な社会の実現のために消費者の取るべき行動を考え、自主的、合理的な消費行動を実践する消費者市民社会の構築に向けた取り組みを進める中で、SDGsの推進など国際的な取組への理解を促します。</p> <p>○外国語指導助手(ALT)をはじめとした外国の人たちとのコミュニケーションの機会の提供等、学校教育における効果的な国際理解教育の推進に努めながら、消費者教育との連携を図ります。                      ○ユニセフ、ユネスコ、NGO、NPO等のさまざまな機関と連携し、子どもたちが多様な生き方、価値観、文化等に触れる機会を創出します。</p>	<p>環境生活部 (くらし・交通安全課)</p> <p>教育委員会事務局 (小中学校教育課)</p>



三重県消費者施策基本指針(令和2年3月改定)に掲げる主要施策の令和2年度実施概要

第2項 消費者の安全・安心と適正な取引等の確保

1 食の安全・安心の確保

主要な施策(改定指針)	基本指針(R2-R6)記載の取組事項	令和2年度実施概要	所管部課
①「三重県食の安全・安心確保基本方針」に基づく監視・指導	<p>ア 「三重県食品監視指導計画」に基づく取組 食中毒の発生を防止するため、食肉および食鳥肉の取扱施設、飲食店、集団給食施設、食品製造業等を重点的に監視指導します。 また、観光客や来県者の増加が見込まれる観光地等での食中毒発生の予防対策を重点項目として、監視指導を行います。 さらに、食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理の取組を適切に実施していることを確認します。</p>	<p>○食中毒の発生を防止するため、食肉および食鳥肉の取扱施設、飲食店、集団給食施設、食品製造業等を重点的に監視指導します。 ○また、観光客や来県者の増加が見込まれる観光地等での食中毒発生の予防対策を重点項目として、監視指導を行います。 ○さらに、食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理の取組を適切に実施していることを確認します。</p>	<p>医療保健部 (食品安全課)</p>
	<p>イ 農薬、肥料、飼料、動物・水産用医薬品等の適正使用 農薬の販売業者や使用者、肥料の生産業者や販売業者に対して立入検査・指導を実施するとともに、適正使用のための情報提供や指導を行います。 また、安全・安心な畜水産物を消費者に提供するため、飼料及び飼料添加物並びに動物・水産用医薬品の販売業者に対しては、適正な流通について監視・指導を行うとともに、生産者に対しては、飼料等や動物・水産用医薬品の適正な使用及び管理について、監視・指導を行います。</p>	<p>○農薬や肥料の販売事業者等において、帳簿の記帳漏れ等の不備が見られるため、引き続き、立入検査を実施し、指導・啓発を行います。 ○生産資材の使用者に対して、適正利用の知識と理解が深まるよう、研修会等で普及・啓発を行います。</p>	<p>農林水産部 (農産園芸課)</p>
		<p>○養殖業者に対して水産用医薬品の適切な使用方法に関する情報提供や指導を行います。</p>	<p>農林水産部 (水産振興課)</p>
	<p>○飼料・飼料添加物販売業者への立入検査や、動物用医薬品販売業者への立入検査を実施します。 ○畜産農家への飼料使用に対する監視指導や、畜産農家への動物用医薬品使用に対する監視指導を実施します。</p>		<p>農林水産部 (畜産課)</p>
<p>ウ 「米トレーサビリティ法」に基づく取組 「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」に基づき、米穀事業者に対する立入調査を実施します。</p>		<p>○米穀の適正な流通を図るため、米穀事業者に対する計画的な立入調査(200件)を実施します。</p>	<p>農林水産部 (農産物安全・流通課)</p>
<p>エ コンプライアンス意識の向上の取組 事業者におけるコンプライアンス意識の向上や関係法令に関する理解の促進を図ります。</p>		<p>○食に関する不適正な事案の発生を抑制するため、食品関連事業者等のコンプライアンス意識の向上を目的に、関係部局が連携して「三重県食の安全・安心確保推進月間」(10月)に研修会を開催します。</p>	<p>医療保健部 (食品安全課)</p> <p>環境生活部 (くらし・交通安全課)</p> <p>農林水産部 (農産物安全・流通課)</p>

三重県消費者施策基本指針(令和2年3月改定)に掲げる主要施策の令和2年度実施概要

第2項 消費者の安全・安心と適正な取引等の確保

1. 食の安全・安心の確保

主要な施策(改定指針)	基本指針(R2-R6)記載の取組事項	令和2年度実施概要	所管部課
①「三重県食の安全・安心確保基本方針」に基づく監視・指導	<p>オ 食の安全・安心の確保に関する知識の普及と理解の促進 消費者に対して、食の安全・安心についての正確な情報提供を行うとともに、食の安全・安心の確保に努力する事業者の情報を発信し、理解の促進を図ります。また、CSF等に起因した食に対する安全・安心に関する風評被害の防止に向けた取組を行います。</p> <p>さらに、食の安全・安心について考える力や選択する力を養うため、食育をとおして学校や家庭・地域の食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深めるための教育を推進します。</p>	<p>○県民との意見交換等により、県民意識の把握を行うとともに、ホームページや出前トーク等を活用して、県民の皆さんのニーズに応じた正確でわかりやすい情報の発信に取り組みます。また、CSFなど家畜伝染病による風評被害の未然防止のため、豚肉等の流通状況のモニタリングを行います。</p> <p>○食の安全・安心について考える力や選択する力を養うため、食育を通して学校や家庭・地域の食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深めるための教育を推進します。</p> <p>○本年度も「みえの地物が一番！朝食メニューコンクール」を実施し、地場産物を活用した献立作成や調理をとおして、子どもたちが食の安全・安心について考える機会とします。</p>	<p>農林水産部 (農産物安全・流通課)</p> <p>農林水産部 (フードイノベーション課)</p> <p>教育委員会 (保健体育課)</p>
	<p>カ 生産、製造、流通各段階における監視・指導等 食品監視指導計画及び農畜水産物監視指導計画に基づき、食品および農畜水産物等の生産段階や製造・流通段階での監視、指導、検査を実施するとともに、これらに関する情報の公開・提供を行い、消費者の意見を反映して内容の充実を図ります。</p>	<p>○「令和2年度食品監視指導計画」及び「令和2年度農畜水産物監視指導計画」に基づき、食品および農畜水産物等の生産・製造や流通、販売段階における監視、指導、検査に取り組みます。また、調査結果等については、半期ごとにホームページで公開・提供を行います。</p>	<p>農林水産部 (農産物安全・流通課)</p>
	<p>キ GAP手法の導入促進 農畜産物の安全確保、労働安全等のため、生産者に対してGAP手法の導入を促進します。</p>	<p>○県内で国際水準GAP認証を取得した生産者は着実に増加しています(80件)。東京オリンピック・パラリンピック競技大会を機に今後ますますGAPの重要性が高まると考えられることから、認証取得や認証取得後の取組継続に向けた適切な指導・助言が行えるGAP指導員の育成に取組み、地域GAP推進チームを核とした普及体制の強化を図ります。</p> <p>○GAPの普及・定着には、消費者や食品等事業者に対するGAPの理解促進が必要であることから、県内飲食店・量販店等を対象にGAP認知度向上を図ります。</p>	<p>農林水産部 (農産園芸課)</p>
		<p>○農場HACCPやJGAP家畜・畜産物の指導員の育成と指導力の向上を図り、認証取得を目指す意欲的な生産者を的確に指導し、認証取得へと導きます。</p> <p>① 認証未取得農家への普及啓発② 農場HACCP指導員育成:3名③ 農場HACCP認証取得支援:4農場④ JGAP家畜・畜産物認証取得支援:3農場</p>	<p>農林水産部 (畜産課)</p>
	<p>ク トレーサビリティシステム導入等への支援 農産物の生産から流通・販売までの履歴情報を確認できるトレーサビリティシステムなどの導入に取り組む事業者を支援します。</p>	<p>○米穀事業者に対する米トレーサビリティ法等に対する周知徹底を図るとともに、コンプライアンス意識向上を図るため、巡回指導や関係団体が開催する講習会等において関連する情報を提供します。</p>	<p>農林水産部 (農産物安全・流通課)</p>

三重県消費者施策基本指針(令和2年3月改定)に掲げる主要施策の令和2年度実施概要

第2項 消費者の安全・安心と適正な取引等の確保

2 商品・サービスの安全の確保

主要な施策(改定指針)	基本指針(R2-R6)記載の取組事項	令和2年度実施概要	所管部課
①家庭用品等の安全の確保	ア 家庭用品の安全の確保 「消費生活用製品安全法」、「家庭用品品質表示法」に基づく立入検査を実施し、販売事業者等に対する指導を行います。 また、家庭用品による健康被害の発生を未然に防ぐため、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、販売事業者等に対する監視・指導を行うとともに、家庭用品衛生監視員の資質向上に努め、監視体制の強化を図ります。	○「消費生活用製品安全法」、「家庭用品品質表示法」に基づく立入検査を実施し、販売事業者等に対する指導を行います。  ○家庭用品による健康被害の発生を未然に防ぐため、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、有害物質を含有する家庭用品の試買検査を実施するとともに、家庭用品衛生監視員等の資質向上を目的とした研修会を実施します。	環境生活部 (くらし・交通安全課)  医療保健部 (業務感染症対策課)
	イ 電気用品・ガス用品等の安全の確保 電気用品・ガス用品等の安全性を確保するため、「電気用品安全法」、「ガス事業法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づき、販売事業者に対する立入検査・指導を行います。	○電気用品・ガス用品等の安全性を確保するため、「電気用品安全法」、「ガス事業法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づき、販売事業者に対する立入検査・指導を行います。	防災対策部 (消防・保安課)
	②住宅等の安全性の確保	ア 建築物の耐震化の促進 住宅を含む建築物の地震による倒壊を防ぐため、建築物の耐震化を促進します。	○実績戸数としては増加傾向にある木造住宅の耐震診断を耐震補強工事につなげるため、補強工法の低廉化に向けて関係団体や学識経験者等と検討を進めるなど従来の補強手法を設計法、構法、施工体制の観点から見直す検討に着手します。
	イ 適正な建築確認制度等の運用 防災や構造上の安全性を確保し、安全で安心な建物づくりのため、特定行政庁や各機関との連絡・調整を図り、円滑かつ適正な建築確認制度の運用を進める必要があります。 また、木造の一戸建て住宅等については、適正な工事監理が行われるよう工事監理者への指導を行います。 県内で業務を行う指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関への立入調査を実施します。	○引き続き、特定行政庁や民間の指定確認検査機関との連絡・調整を図り、円滑かつ適正な建築確認制度の運用を進める必要があります。 ○また、木造の一戸建て住宅等については、適正な工事監理が行われるよう工事監理者への指導を引き続き行います。 ○県内で業務を行う指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関への立入調査も引き続き実施します。	県土整備部 (建築開発課)
	ウ 建設業者等への指導・監督 住宅等の工事に際して不正行為等を行った建設業者に対して、適切な指導・監督を行います。また、適正な宅地建物取引やトラブルの未然防止に向け、宅地建物取引業者に対する立入検査や、宅地建物取引士に対する法定講習などを実施するとともに、不適切な行為に対しては、厳格に指導・監督等を行います。 さらに、関係機関と連携した住宅相談窓口講習会の開催や情報提供等により、住宅相談窓口の充実や住宅性能表示制度等の普及・啓発に努めます。	○引き続き、住宅等の工事に際して不正行為等を行った建設業者に対して、適切な指導・監督を行います。  ○住宅相談窓口講習会を開催するなど、引き続き、リフォームに関する相談窓口担当者のさらなるスキルアップを支援し、住宅相談窓口の充実を図ります。  ○適正な宅地建物取引やトラブルの未然防止に向け、宅地建物取引業者に対する立入検査や、宅地建物取引士に対する法定講習などを実施するとともに、不適切な行為に対しては、厳格に指導・監督等を行います。	県土整備部 (建設業課)  県土整備部 (住宅政策課)  県土整備部 (建築開発課)

主要な施策(改定指針)	基本指針(R2-R6)記載の取組事項	令和2年度実施概要	所管部課
③さまざまなサービス等の適正な運営の確保	ア 生活衛生関係営業の適正な運営の確保 生活衛生営業施設等の監視指導や講習会等を行い、生活衛生営業施設等営業者の自主的な衛生管理の促進を図ります。	○生活衛生営業施設等の監視指導や講習会等を行い、生活衛生営業施設等営業者の自主的な衛生管理の促進を図ります。	医療保健部 (食品安全課)
	イ 福祉サービス業務の適正な運営の確保 介護保険サービス事業者等の高齢者に対する適切なサービスの提供及び業務の適正な運営を確保するため、「介護保険法」等に基づく指導・監督を実施します。 また、障害福祉サービス事業者等の障がい者に対する適切なサービスの提供及び業務の適正な運営を確保するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」等に基づく指導や立入検査を実施します。	○新たに指定を受けた介護保険サービス事業者に対して、指定基準の概要や各種届出の手続等、基礎的な内容の研修を実施するとともに、指定更新時には管理者を対象に研修会を実施し各種基準の解釈について説明を行う等、介護保険サービス事業者が適正に事業を運営できるよう指導を行います。  ○障害福祉サービス事業者等の障がい者に対する適切なサービスの提供及び業務の適正な運営を確保するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」等に基づく指導や立入検査を実施します。	医療保健部 (長寿介護課)  子ども・福祉部 (障がい福祉課)
	ウ 旅行業務の適正な運営の確保 旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図るため、「旅行業法」に基づく指導や立入検査を実施します。	○令和2年度に、「旅行業法」に基づく立入検査を、三重県内の旅行業者約10業者に対し実施します。	雇用経済部 (観光政策課)
	エ 貸金業務の適正な運営の確保 貸金業を営む者の業務の適正な運営の確保及び資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資するため、「貸金業法」等に基づく指導や立入検査を実施します。	○登録貸金業者の適正な業務運営を促すため、検査及び指導を行います。 令和2年度の登録貸金業者等への検査実施回数 9回(予定)	雇用経済部 (中小企業・サービス産業振興課)
④消費者事故情報等の消費者への迅速かつ的確な情報の提供	消費者庁や国民生活センター等と連携し、消費者の生命や身体に危害を及ぼす疑いのある商品・サービスについて情報収集を行い、消費者への迅速かつ的確な情報の提供に努めます。 また、消費者事故が発生した場合には情報を集約し、消費者庁へ迅速に報告するとともに、必要に応じて国や市町の協力を得ながら被害の拡大防止のための注意喚起、調査等を実施します。	○消費者庁から提供される消費者事故情報については、県ホームページに掲載するとともに、市町へ情報提供を行い、迅速に消費者への注意喚起を行います。 ○消費生活相談等から得た消費者事故情報については、適切に消費者庁へ報告を行います。	環境生活部 (くらし・交通安全課)



三重県消費者施策基本指針(令和2年3月改定)に掲げる主要施策の令和2年度実施概要

第2項 消費者の安全・安心と適正な取引等の確保

3 取引の安全の確保

主要な施策(改定指針)	基本指針(R2-R6)記載の取組事項	令和2年度実施概要	所管部課
①「特定商取引法」の厳正な執行	ア 悪質商法対策の充実・強化 高齢者等をターゲットにした悪質商法対策の充実・強化を図るため、「特定商取引法」の趣旨、消費者被害の実態を踏まえた同法の厳正な執行を行います。	○不当商取引指導専門員により、特定商取引法違反事案がないか注視し、事案に応じて必要な調査を実施し、事業者指導を行います。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
	イ 連携による効果的な事業者指導の実施 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県で構成する「東海地域悪質事業者対策会議」において、消費者被害の状況や問題解決手法などの情報の共有を図り、効果的な事業者指導を行います。	○「東海地域悪質事業者対策会議」において情報交換を行うとともに、必要に応じ関係機関が合同で事業者指導を行います。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
②事業者指導の充実・強化	三重県消費生活センターにおける不当商取引指導専門員による悪質事業者に対する指導の強化を実施します。	○不当商取引指導専門員により、特定商取引法違反事案がないか注視し、事案に応じて必要な調査を実施し、事業者指導を行います。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
③事業者の健全な育成	事業者が自ら健全な取引環境を構築するため、研修会や相談の機会を通じて、「消費者契約法」や「特定商取引法」、「三重県消費生活条例」等に基づくコンプライアンスを遵守した経営等の取組を支援します。	○関係部局と連携してコンプライアンス研修会を実施するとともに、必要に応じ事業者団体等が実施する研修会等に職員を講師として派遣するなど、事業者のコンプライアンス遵守を支援します。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
④事業者による自主的な改善の促進	表示の適正化、商品の安全性、適正な商取引の確保を図るため、事業者に対し、関係法令や条例に基づく調査・指導及び立入検査等を行い、自主的な改善を促進します。	○不当商取引指導専門員を配置し、広告表示のチェックや適正な商取引の確保に向けた事業者指導を実施します。	環境生活部 (くらし・交通安全課)



三重県消費者施策基本指針(令和2年3月改定)に掲げる主要施策の令和2年度実施概要

第2項 消費者の安全・安心と適正な取引等の確保

4 表示・計量の適正化

主要な施策(改定指針)	基本指針(R2-R6)記載の取組事項	令和2年度実施概要	所管部課
①商品・サービスの適正な表示の確保	ア「不当景品類及び不当表示防止法」の厳正な執行 「不当景品類及び不当表示防止法」に基づき、過大な景品付き販売を規制し、広告等の表示において、商品やサービスの内容が、実際のものより著しく優良と誤認させるような表示や、取引条件が、実際のものより著しく有利であると誤認させるような表示を行った事業者に対して、適正な表示を行うように指導することにより、消費者を不当に惑わす表示を規制します。	○不当商取引指導専門員を配置し、広告表示のチェックや事業者指導を実施するとともに、事業者等からの相談に対応します。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
	イ 連携による効果的な調査・指導の実施 「東海4県広告表示等適正化推進会議」、「三重県食品表示監視協議会」において、表示に関する情報の共有を図り、効果的な調査・指導を行います。	○「東海4県広告表示等適正化推進会議」、「三重県食品表示監視協議会」において情報収集し、必要に応じて共同で事業者に対する調査・指導を実施します。  ○食品における適正な表示が行われるよう、「三重県食品表示監視協議会」において、関係団体等と情報の共有を図るとともに、効果的な調査・指導を行います。	環境生活部 (くらし・交通安全課)  医療保健部 (食品安全課)  農林水産部 (農産物安全・流通課)
	ウ 食品表示の適正化にむけた監視・指導等 食品表示の適正化に向け、「食品表示法」および「三重県食品監視指導計画」に基づき監視指導を行います。 また、食品等事業者団体と連携し、食品衛生指導員の協力のもと、食品表示を行う事業者に対して、全面施行後の「食品表示法」に則した表示についての周知徹底を図ります。	○食品表示の適正化に向け、「食品表示法」および「三重県食品監視指導計画」に基づき監視指導を行います。 ○また、食品等事業者団体と連携し、食品衛生指導員の協力のもと、食品表示を行う事業者に対して、全面施行後の「食品表示法」に則した表示についての周知徹底を図ります。	医療保健部 (食品安全課)
	エ 健康食品等の表示の適正化 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づき、医薬品的な効能効果を標ぼうする健康食品等の広告等の表示について監視を行うとともに、不適切な表示に対しては、事業者への指導を行います。	○「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づき、医薬品的な効能効果を標ぼうする健康食品等の広告等の表示について、インターネット監視等による監視を行うとともに、不適切な表示が発見された場合には、事業者への指導を行います。	医療保健部 (薬務感染症対策課)
	オ 「健康増進法」に基づく広告等の表示規制 「健康増進法」に基づき、食品として販売されるものに関し、健康の保持増進の効果等について著しく事実と相違する、または著しく人を誤認させるような広告等を指導することにより、消費者の適切な健康管理や診察の機会を妨げる広告等の表示を規制します。	○虚偽誇大表示に関しては、消費者を惑わす巧みな表現を用いた表示や、広告媒体の多様化が進んだことで判断に迷う表示が増加しているため、関係各課との連携を密にし、事業者には規制内容の周知徹底を行うとともに、違反が疑われる事例には適正な指導を行います。また、消費者に対しては、表示に対する正しい判断ができるよう、引き続き啓発を行います。	医療保健部 (健康推進課)
	カ 食品表示の適正化に向けた情報提供 改正「食品表示法」が全面施行となることに加え、食品表示基準の一部改正による加工食品の原料原産地表示制度への対応等が必要です。これらを含めて食品等事業者が法令を遵守し適正な食品表示を行うよう、ホームページやパンフレット等による周知および監視指導時や食品表示講習会等の機会を捉え、「食品表示法」について必要な情報を適切に提供します。	○改正「食品表示法」が全面施行となることに加え、食品表示基準の一部改正による加工食品の原料原産地表示制度への対応等が必要です。これらを含めて食品等事業者が法令を遵守し適正な食品表示を行うよう、ホームページやパンフレット等による周知および監視指導時や食品表示講習会等の機会をとらえ、改正「食品表示法」について必要な情報を適切に提供します。	医療保健部 (食品安全課)

三重県消費者施策基本指針(令和2年3月改定)に掲げる主要施策の令和2年度実施概要

第2項 消費者の安全・安心と適正な取引等の確保

4 表示・計量の適正化

主要な施策(改定指針)	基本指針(R2-R6)記載の取組事項	令和2年度実施概要	所管部課
②商品の適正な計量の確保	適正な量目表示が行われるように、「計量法」に基づき、計量器の検査を実施するとともに、必要に応じて特定商品を販売する事業者に対して立入検査を実施します。	○適正な量目表示が行われるように、「計量法」に基づき、計量器の検査を実施するとともに、必要に応じて特定商品を販売する事業者に対して立入検査を実施します。	雇用経済部 (計量検定所)
③商品・サービスの適正な表示の促進	表示は消費者が商品・サービスを購入する際の合理的な選択のもととなる情報であることから、適正な表示が行われるように事業者に対し啓発を行います。	○不当商取引指導専門員が広告表示のチェックや事業者指導を実施しながら、適切な表示が行われるよう、継続的に啓発を行います。	環境生活部 (くらし・交通安全課)

三重県消費者施策基本指針(令和2年3月改定)に掲げる主要施策の令和2年度実施概要

第2項 消費者の安全・安心と適正な取引等の確保

5 生活関連物資の安定供給

主要な施策(改定指針)	基本指針(R2-R6)記載の取組事項	令和2年度実施概要	所管部課
①生活関連商品の流通の円滑化及び価格の安定	社会情勢により、生活関連物資の価格が急騰した場合は、必要に応じ価格動向を把握するとともに、生活関連商品の流通の円滑化及び価格の安定を図るため、必要があると判断したときは、事業者に対して、生活関連商品の円滑な供給とその他必要な措置について協力を要請します。	○日常生活に支障を来たすため対応の必要があると判断したときは、事業者に対して、生活関連商品の円滑な供給とその他必要な措置について協力を要請します。また、ホームページなどでも協力の呼びかけを行います。 ○生活関連商品の不足など、感染症の影響により県民の生活が混乱しないよう、ホームページ等を活用し、国等が公表している情報の迅速な提供に努めるとともに、消費者に対して、デマに惑わされない安心して落ち着いた消費行動を取るよう情報発信を行います。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
②生活関連商品の円滑な供給と正確な情報の提供	社会情勢の急変などの非常時において、生活関連商品の買い占め又は売り惜しみを行う事業者に対して、必要に応じて商品の売り渡しを勧告し、生活関連商品の円滑な供給を促します。 また、感染症の流行時等においては、マスクや消毒薬等の安定供給のため、状況に応じて分割納入等の適正な流通や過剰な発注・在庫の抑制等について、関係団体や事業者と協力を要請するなどの取組を行います。 さらに、消費者に対して、不安に駆られて必要以上の買い占めを行わないよう、正確な情報の収集と提供を行います。	○事業者による生活関連商品の買い占め又は売り惜しみが生じたときは、当該事業者に対して必要に応じて商品の売り渡しを勧告し、生活関連商品の円滑な供給を促します。 ○生活関連商品の不足など、感染症の影響により県民の生活が混乱しないよう、ホームページ等を活用し、国等が公表している情報の迅速な提供に努めるとともに、消費者に対して、デマに惑わされない安心して落ち着いた消費行動を取るよう情報発信を行います。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
		○感染症の流行状況等に応じ、マスクや消毒薬等の安定供給のため、分割納入等の適正な流通や過剰な発注・在庫の抑制等について、関係団体や事業者へ通知や事業所への訪問等により協力を要請します。	医療保健部 (業務感染症対策課)



三重県消費者施策基本指針(令和2年3月改定)に掲げる主要施策の令和2年度実施概要

第3項 消費者被害の防止・救済

1 三重県消費生活センターの相談機能の充実

主要な施策(改定指針)	基本指針(R2-R6)記載の取組事項	令和2年度実施概要	所管部課
①相談体制の充実	ア 消費者行政の中核センターとしての取組 多様な相談に柔軟かつ弾力的に対応するとともに、商品・サービスに関し事業者と消費者との間に生じたトラブルが適切かつ迅速に処理されるように消費生活相談員の確保及び資質の向上など必要な施策を講じます。特に、三重県消費生活センターは、三重県における消費者行政の中核センターとして広域的・専門的課題に取り組みます。	○県の消費者行政の中核センターとして三重県消費生活センターを適切に運営していきます。このため、研修などを通じて相談員の資質向上を図るとともに、住民がより身近な市町において充実した相談が受けられるよう、市町ホットラインなどを通じて市町の取組を支援します。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
	イ 県内相談体制の充実 住民が身近なところで安心して相談できるよう市町と連携し、市町における消費生活センターの設置や専門相談員の配置など相談窓口の充実を促進します。また、単独では相談員の確保等が困難な市町に対して広域連携による相談体制の充実等について働きかけや助言を行います。	○相談件数が少なく経験が不足しがちな市町のため、市町ホットラインを設置して相談対応を支援します。 ○市町を訪問し、消費生活センターの設置や消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の設置など、消費者行政の推進について依頼するとともに、市町のニーズの把握や国交付金の活用について情報提供を行います。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
	ウ 連携による相談業務の充実 国民生活センター、日本司法支援センター(法テラス)、弁護士会、司法書士会や警察など関係機関との情報交換や連携等により相談業務の充実を図ります。また、市町、消費者団体や事業者団体が参画する「みえ・くらしのネットワーク」を通じて、関係機関と連携を図り、消費者問題の情報交換や相談窓口の周知等の啓発を実施します。	○国民生活センターや関係機関と連携することで、消費生活相談に適切に対応します。また、「みえ・くらしのネットワーク」での情報交換・意見交換等を通じて、街頭啓発やイベントへの参加など効果的な啓発活動を行います。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
②消費生活相談の充実・強化	ア 専門的な相談への対応 より高度で専門的な相談に対応するため、研修等による消費生活相談員の資質の向上を図るとともに、弁護士等専門家の活用を進めます。	○国民生活センター等の研修を受講するとともに、県内の相談員による勉強会を開催するなど、相談員の資質の向上を図ります。また、法的な見解が必要な場合には、弁護士等の専門家を活用するなど、より高度で専門的な相談への対応に努めます。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
	イ あっせんの実施 消費者自身での解決が困難な消費者問題等は、消費生活相談員が必要に応じて事業者とのあっせんを行います。	○消費者からの相談を受け、消費者の状況等を勘案し、必要に応じてあっせんを行います。	環境生活部 (くらし・交通安全課)

③高度情報通信社会の進展への的確な対応	高度情報通信社会の進展による新たな商品やサービスの提供に伴う消費者トラブルの防止や早期解決に向け、情報の収集を図り消費者への情報提供を行うほか、キャッシュレス化の進展への対応として、利便性やリスクについての理解の促進を図るとともに、年齢や障がいの有無など様々な状況を踏まえた決済手段を利用できるよう、国や関係機関と連携した取組を行います。	○高度情報通信社会の進展に伴う消費者トラブルに的確に対応するため、情報収集や消費者への情報提供を行うとともに、相談員の資質向上を図ります。 また、キャッシュレス化の進展に関しては、消費者に利便性だけでなくリスクについての情報提供も行っていきます。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
		○中小企業の生産性向上に繋がるキャッシュレスの実証事業(地域活性化キャッシュレスモデル実証事業)を通じて、決済手段の多様化を推進することで、消費者の利便性向上を図ります。 ○実証事業やIT広聴事業(e-モニター)を通じて消費者動向を調査し、現状把握に努めます。 ○三重県キャッシュレス推進方針(令和元年10月策定)について、消費者の理解が深まるよう、みえ出前トークを通じて周知を図ります。	雇用経済部 (創業支援・ICT推進課)
④国際化の進展への対応	ア 消費生活の国際化への対応 個人輸入等消費生活の国際化に伴い、消費者と事業者との間の適正な取引を確保するため、消費者への情報提供や関係機関への取次ぎを行います。	○消費者庁等からの情報を迅速に提供するとともに、国際的な案件については「消費者庁越境消費者センター(CCCJ)」について情報提供を行います。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
	イ 外国人住民への相談対応等 外国人住民等における消費者トラブルについて、市町や関係機関と連携した、相談や啓発に取り組みます。 また、「みえ外国人相談サポートセンター(MieCo)」において、外国人住民等からの生活に係る相談を対面又は電話で受け付け、適切な情報提供や関係機関への取次ぎを行います。	○外国人住民への消費者啓発については、市町や関係機関と連携した取組を行います。また、外国人住民からの相談対応については、みえ外国人相談サポートセンター「MieCo(みえこ)」等と連携して取り組みます。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
		○みえ外国人相談サポートセンター「MieCo(みえこ)」において、多言語(11言語)で外国人住民等からの生活に係る相談を対面又は電話で受け付け、適切な情報提供や必要に応じて関係機関への取次ぎを行います。	環境生活部 (ダイバーシティ社会推進課)



三重県消費者施策基本指針(令和2年3月改定)に掲げる主要施策の令和2年度実施概要

第3項 消費者被害の防止・救済

2 市町の相談体制等の充実に向けた支援

主要な施策(改定指針)	基本指針(R2-R6)記載の取組事項	令和2年度実施概要	所管部課
①市町の消費生活相談体制充実のための支援と連携	<p>ア 市町の消費生活相談体制の充実                      広域連携も含めた市町における消費生活センターの設置促進を図るなど、市町と連携しながら、市町の消費生活センターや相談窓口の機能の充実・専門性の強化を進めるとともに、国交付金の活用を促進し、消費生活相談員の配置や研修費用等の支援を行います。</p>	<p>○市町を訪問し、消費生活センターの設置や消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の設置など、消費者行政の推進について依頼するとともに、市町のニーズの把握や国交付金の活用について情報提供を行います。</p>	<p>環境生活部                      (くらし・交通安全課)</p>
	<p>イ 消費生活相談員の人材の確保                      消費生活相談員を確保するため「三重県消費生活相談員人材バンク」を運用します。</p>	<p>○相談員資格取得支援講座を開催するとともに、資格取得者には「三重県消費生活相談員人材バンク」への登録を促し、相談員の人材確保に努めます。</p>	<p>環境生活部                      (くらし・交通安全課)</p>
	<p>ウ 市町の相談対応への支援                      市町の消費生活相談窓口の相談能力の向上のため、消費生活相談員や相談窓口担当職員を対象とした研修会等を開催します。                      また、市町の相談員等からの疑問にこたえるため、「市町専用相談電話(ホットライン)」や県の弁護士相談の利用を促進するとともに、必要な情報提供を行います。</p>	<p>○県内の消費生活相談員や消費生活窓口担当職員を対象に勉強会を開催します。また、相談件数が少なく経験が不足しがちな市町のため、市町ホットラインや弁護士相談の運用を通じて相談対応を支援します。</p>	<p>環境生活部                      (くらし・交通安全課)</p>

6

8

2

2

三重県消費者施策基本指針(令和2年3月改定)に掲げる主要施策の令和2年度実施概要

第3項 消費者被害の防止・救済

3 多重債務者問題への対応

主要な施策(改定指針)	基本指針(R2-R6)記載の取組事項	令和2年度実施概要	所管部課
①多重債務者サポート体制の確保	多重債務者に対しては、県、市町、弁護士会、司法書士会、東海財務局津財務事務所、社会福祉協議会等が連携・協力する「多重債務者相談連携システム」により、迅速に多重債務相談窓口から弁護士等専門家につなぐなど、生活再建を支援します。また、こころの健康センターと連携し、多重債務者のサポートを行い自死防止等の対策を進めます。	○多重債務者から相談があった場合には、必要に応じて多重債務者相談連携システムにより確実に専門家へとつなぎます。 また、国の多重債務者相談強化キャンペーンに合わせ、多重債務者連絡協議会による取組を実施します。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
		○こころの健康センターにおいて、自殺予防に係る面接相談や電話相談を実施して、対象者を必要な支援につなげるとともに、相談窓口対応力向上研修などの人材育成や自殺予防普及啓発を実施します。	医療保健部 (健康推進課)
②ギャンブル等依存症対策の推進	多重債務に陥る一因であるギャンブル等依存症への対応として、平成31(2019)年4月に策定された国の「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」に基づき、県の計画を策定するとともに、関係機関と連携して対策を推進します。	○依存症専門医療機関および依存症治療拠点機関を選定し整備します。	医療保健部 (健康推進課)
		○県ホームページや各種イベント等において、関係機関と連携してギャンブル依存症防止に関する情報提供を行います。	環境生活部 (くらし・交通安全課)



三重県消費者施策基本指針(令和2年3月改定)に掲げる主要施策の令和2年度実施概要

第3項 消費者被害の防止・救済

4 消費生活上特に配慮を要する消費者への支援

主要な施策(改定指針)	基本指針(R2-R6)記載の取組事項	令和2年度実施概要	所管部課
①高齢者や障がい者等の消費生活の安全確保	ア 見守り体制の強化 高齢者、障がい者、認知症等により判断力が不十分となった人などの見守り体制を強化するため、市町に対して「消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)」の設置を働きかけます。	○市町を訪問し消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の設置を働きかけます。また、全国における先進的な取組事例などについて、市町に情報提供を行います。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
	イ 被害防止のための啓発の実施 高齢者、障がい者、認知症等により判断力が不十分となった人などの被害防止のため、「消費者啓発地域リーダー」を養成し、地域における自主的な講座や啓発活動の取組を促進するとともに、消費生活出前講座の実施や地域の民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消費者団体、地域包括支援センター等の関係機関と連携した啓発を実施します。	○消費者生活地域リーダーを引き続き養成するとともに、養成したリーダーが地域で機能的に活動できるよう、市町に働きかけます。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
	ウ 地域における自立した生活の支援 高齢者、障がい者、認知症等により判断力が不十分となった人などで、適切な福祉サービスの利用を受けることができない方に対して、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等の代行を行う福祉サービス利用援助等事業を推進し、地域で自立した生活が送れるように支援します。	○判断能力が不十分な高齢者や障がい者が適切に福祉サービスを受けられ、地域で自立した生活を送れるよう支援するため、県社会福祉協議会が行う福祉サービス契約時の援助や日常的な金銭管理等を行う日常生活自立支援事業の実施に対して補助を行い、適切な実施体制の確保を図ります。	子ども・福祉部 (地域福祉課)
	エ 成年後見制度の活用促進 高齢者、障がい者、認知症等により判断力が不十分となった人などへの権利侵害を防ぐため、成年後見制度の活用促進に係る市町の取組を支援します。	○市町における成年後見利用促進の取組を支援するため、以下のとおり新たに成年後見制度利用促進市町支援事業を実施します。 (1)モデル市町支援事業 中核機関の設置に向けて意欲的な市町をモデル市町として選定し、アドバイザーを定期的に派遣することにより、中核機関設置に向けた取組を支援します。 (2)成年後見制度利用促進に向けた関係機関会議 関係機関が成年後見の取組について情報・意見交換等を行い、連携を図ります。 (3)市町職員および市町社会福祉協議会職員スキルアップ研修 市町職員および市町社協職員のスキル向上を図るとともに、情報・意見交換等を通じて連携を深めます。	医療保健部 (長寿介護課)



三重県消費者施策基本指針(令和2年3月改定)に掲げる主要施策の令和2年度実施概要

第3項 消費者被害の防止・救済

5 紛争の適切かつ迅速な解決

主要な施策(改定指針)	基本指針(R2-R6)記載の取組事項	令和2年度実施概要	所管部課
①紛争の適切かつ迅速な解決	ア 民間相談機関等との連携 必要に応じて、他の民間相談機関や公的機関など、適切な裁判外紛争解決機関等を紹介します。	○相談の内容に応じて、より専門的な相談機関やADR機関等を紹介します。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
	イ あっせんや調停の実施 必要に応じて、「三重県消費者苦情処理委員会」において、あっせんや調停を行います。	○必要に応じて「三重県消費者苦情処理委員会」を開催します	環境生活部 (くらし・交通安全課)





## 三重県消費者施策基本指針(令和2年3月改定)に掲げる主要施策の令和2年度実施概要

### 第4章 消費者行政の総合的・効果的推進

#### 1 消費者の意見の消費者施策への反映と透明性の確保

主要な施策(改定指針)	基本指針(R2-R6)記載の取組事項	令和2年度実施概要	所管部課
①消費生活に関する消費者等の意見の把握	「みえ・くらしのネットワーク」会議での意見や事業参加者へのアンケート等を通じて、消費者や事業者等の消費生活に関する意見を把握し、施策に反映します。	○「三重県消費生活対策審議会」、「みえ・くらしのネットワーク」会議や事業参加者へのアンケート等を通じて、消費者や事業者等の消費生活に関する意見を把握し、施策に反映します。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
②消費者施策に関する透明性の確保	「三重県消費生活対策審議会」や「同審議会教育研究部会」を公開で開催するとともに、消費生活相談の状況等について、積極的に情報提供を行います。	○「三重県消費生活対策審議会」を公開で開催するとともに、その概要についてHP等で公開します。	環境生活部 (くらし・交通安全課)

#### 2 市町・国との連携

主要な施策(改定指針)	基本指針(R2-R6)記載の取組事項	令和2年度実施概要	所管部課
①市町との連携と支援	市町へ国交付金の活用や消費者施策の充実に向けた働きかけを行うとともに、連携した取組を行うことで、三重県の消費者行政を推進します。	○市町に対し消費生活行政強化交付金等の活用を働きかけるとともに、さまざまな啓発機会や相談業務について、関係機関の取組と連携した事業実施に努めます。 ○市町を訪問し、消費生活センターの設置や消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の設置など、消費者行政の推進について依頼します。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
②国等との連携	消費者庁をはじめ関係省庁や国民生活センターが開催する専門研修に担当職員を派遣し、より専門性の高い人材を育成します。また、国等と連携した研修会を開催します。 消費者月間や多重債務者相談強化キャンペーンなど、全国的な取組と連動した取組を行うとともに、東海・北陸の各県など他都道府県と連携し、情報収集、情報共有を行うことで、効果的・効率的な事業の実施を図ります。	○消費者庁や国民生活センター等が開催する研修に職員や相談員を派遣するとともに、消費者庁や国民生活センター等の協力を得て、県内での研修の実施に努めます。 ○消費者月間や多重債務者相談強化キャンペーンなど、全国的な取組と連動した取組を行うとともに、他の都道府県と連携することで、効果的・効率的な事業の実施を図ります。	環境生活部 (くらし・交通安全課)

#### 3 消費者行政推進体制の充実・強化

主要な施策(改定指針)	基本指針(R2-R6)記載の取組事項	令和2年度実施概要	所管部課
①「三重県消費生活対策審議会」による調査審議	毎年度、基本指針に基づく消費者施策の実施状況を「三重県消費生活対策審議会」に報告し、進捗管理を図るとともに、審議会からの意見を消費者施策の具体的な取組に反映していきます。 なお、実施状況については、県ホームページで公表し、県民に情報提供を行います。	○基本指針に基づく消費者施策の実施状況を「三重県消費生活対策審議会」に報告し、進捗管理を図るとともに、審議会からの意見を消費者施策の具体的な取組に反映します。 ○消費者施策の実施状況を県ホームページで公表し、県民に情報提供を行います。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
②庁内連携体制の充実	みえ県民カビジョンにおける「消費生活の安全の確保」の目標達成に向け、消費者行政推進会議において多方面の情報を共有し、啓発活動等に連携して取り組むなど、三重県の消費者行政を総合的・効果的に推進します。 また、食の安全・安心の確保、ギャンブル等依存症対策や食品ロス削減の取組など、消費者を取り巻くさまざまな課題に対して、関連する庁内連絡会議を積極的に活用することで、着実な推進を図ります。	○三重県消費者行政推進会議において各課における消費者行政の実施状況を共有するとともに、消費者事故の消費者庁への報告義務についての周知をはかります。 ○庁内での情報共有を推進するとともに、イベント等での啓発活動における連携を進めていきます。 ○関連する施策における庁内連絡会議等を活用し、消費者行政の着実な推進を図ります。	環境生活部 (くらし・交通安全課)

